

令和2年3月17日

市立保育所・認定こども園の保護者のみなさまへ

川西市教育委員会 幼児教育保育課

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による自宅等保育の協力日の届出について

本市では、3月3日から市立小中学校などは休業としていますが、市立保育所・認定こども園などについては開園所としています。ただし、いずれの施設も、可能であれば自宅等での保育の協力をお願いしています。この間の、協力日を把握する必要があるため、下記により施設への届出をお願いします。

記

1 届出の対象者

市立保育所・認定こども園に在籍するお子さんのうち、市からの協力要請を受けて、自宅等での保育に協力していただいた場合に限り届出が必要です。

2 届出の対象期間

3月3日～31日（市から自宅保育の協力をお願いしている期間）

※ 4月以降の取扱いは、今後の状況を踏まえ決定します。

3 届出方法

該当する人は、施設に申し出てください。

施設から「自宅等での保育協力日届出書」を受け取り、必要事項を記入のうえ、3月31日までに施設へ提出してください。

4 保育料の軽減について（川西市の子どもが対象）

0～2歳児クラスで協力日が6日以上の子どものみに限り、3月分保育料を日割り計算により減額します。保育料は通常の料金で一旦徴収し、軽減額は後日返金します。

5 給食費の軽減について

3～5歳児クラスで協力日が6日以上の子どものみに限り、給食費のうち副食費部分（1号認定：日額180円、2号認定：月額4,500円）を日割り計算により減額します。

1号認定児童：3月分の口座引落しは行わず、協力日の確定後に納付書で徴収

2号認定児童：通常の料金で一旦徴収し、協力日の確定後に軽減額は返金

6 延長保育料の軽減について（川西市の子どもが対象）

0～5歳児クラスで協力日が6日以上の子どものみに限り、3月分延長保育料（月額）を日割り計算により減額します。延長保育料は通常の料金で一旦徴収し、軽減額は後日返金します。

7 出席日について

認定こども園1号認定児童は、協力日を出席停止日に算入します。

<問い合わせ先>

川西市教育委員会 幼児教育保育課

電話072-740-1175